

ノイルイミューン・バイオテック株式会社

定 款

平成27年 7 月30日 改訂
平成28年 3 月10日 改訂
平成30年 3 月26日 改訂
平成31年 3 月28日 改訂
2019年 5 月17日 改訂
2020年 3 月24日 改訂
2021年11月19日 改訂
2022年 3 月29日 改訂
2022年11月21日 改訂

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ノイルイミューン・バイオテック株式会社と称する。
英文ではNoile-Immune Biotech Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料、計量器、香料、化粧品、食品、飲料品、食品添加物、飼料、飼料添加物その他化学製品並びに前記各製品に関連する機械器具・装置の製造、販売
- (2) 前号製品並びにその関連製品の輸出及び輸入販売
- (3) 前々号製品並びにその関連製品の製造に関するアドバイス業及び検査業務代行業
- (4) 倉庫業
- (5) 出版業
- (6) 不動産の保有、賃貸借、売買及び管理
- (7) 上記各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、155,800,000株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

（招集及び招集権者）

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

- 2 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長1名を選定する。

（取締役会の招集）

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の決議方法）

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役に対する報酬及び退職慰労金等）

第28条 取締役に対する報酬及び退職慰労金等は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（監査役の員数及び選任）

第30条 監査役の員数は5名以内とする。

2 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

3 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了までとする。但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合当該監査役の任期は、補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結を越えることはできない。

（常勤監査役）

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第35条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印する。

（監査役会規程）

第36条 当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規程」による。

（監査役の報酬及び退職慰労金）

第37条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第41条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度内において免除することができる。

第7章 計算

（事業年度）

第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

（期末配当金）

第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第46条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上は当社の現行定款に相違ありません。

2022年11月21日

東京都港区芝大門二丁目12番10号
ノイルイミューン・バイオテック株式会社
代表取締役 玉田 耕治